

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

埼玉県公安委員会委員長 野 瀬 清 喜

埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8の2中

<p>[各役員関係]</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 診断書</p>	を
---	---

別記様式第8の3中

<p>[各役員関係]</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に規定する戸籍の表示(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されているものに限る。)</p> <p><input type="checkbox"/> 診断書</p>	に改める。
---	-------

別記様式第8の3中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第8の6中

<p><input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 診断書</p> <p><input type="checkbox"/> 誓約書</p> <p><input type="checkbox"/> 写真2枚(うち1枚ちょう付)</p>	を
--	---

- 「
- 修了証明書又は認定書
 - 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に規定する戸籍の表示（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。）
 - 診断書
 - 誓約書
 - 写真2枚（うち1枚貼付）
- 」

に

改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。